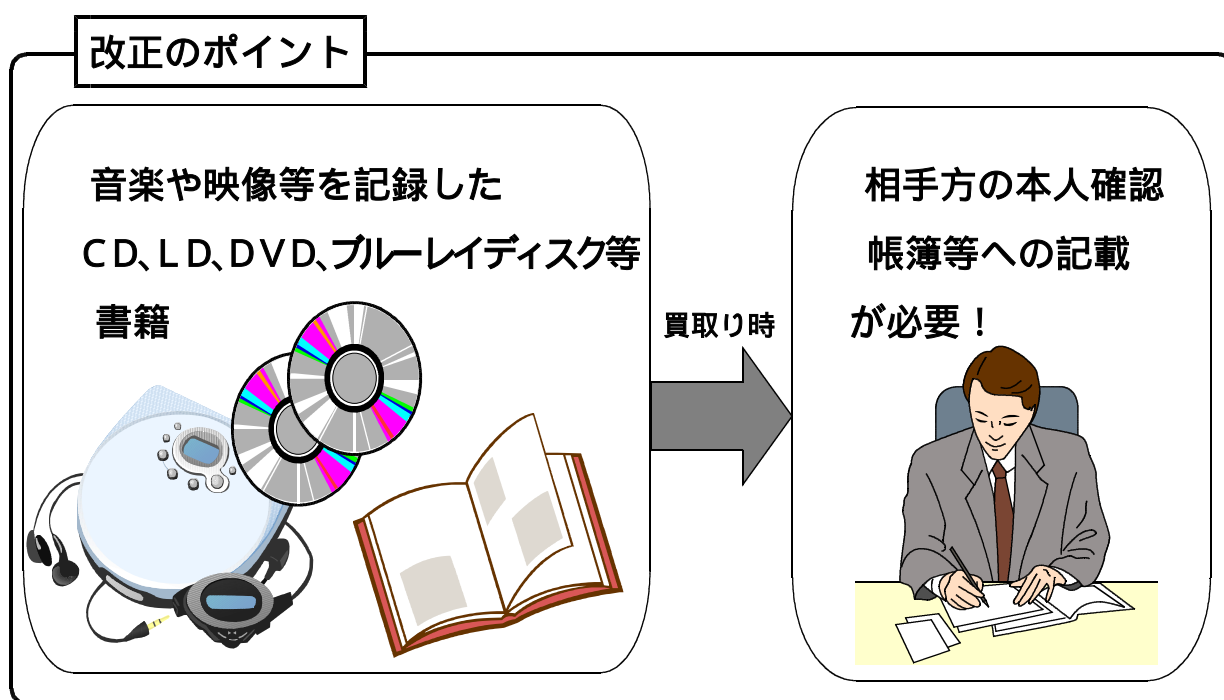


古物営業法施行規則の改正について

～ 古物商が買受けを行う際の本人確認義務等が強化されます～

改正前 古物商は、対価の総額が1万円未満の商品を買い受ける場合には、オートバイやゲームソフトを除いて、取引の相手方の確認や帳簿等への記載をしなくてもよいとされていました。

改正後 書籍やCD、DVD等についても、オートバイやゲームソフトと同様に、買取りの値段にかかわらず、相手方の確認や帳簿等への記載が必要となりました。



施行日・平成23年4月1日

問い合わせ先・岐阜県警察本部生活安全総務課営業係

(058)271-2424内線3025

又は、岐阜県内各警察署生活安全課